

4 リサイクルの推進等

家電4品目



事業所で使用している家電4品目（家庭用機器）は、いわゆる「家電リサイクル法」の対象となり、必ずリサイクルしなければなりません。家電4品目とは、

- ① エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ② テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式、有機EL式）
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機

をいいます（天井に埋め込まれている業務用エアコンや業務用冷蔵庫・冷凍庫等は対象外です。）。

家電4品目の処分方法としては、主に次のとおりです。

- ① 買い替え
（1）新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する。
- ② 処分（廃棄）
（1）製品を購入した小売業者が分かる場合には、製品を購入した小売業者に引取りを依頼する。
（2）産業廃棄物収集運搬業者に委託 又は 自ら運搬して、「指定引取場所」へ搬入を行う。

②-（2）の場合、あらかじめ家電4品目のメーカー・型番などを確認の上、郵便局で対応する「家電リサイクル券」を購入いただき、「指定引取場所」へ搬入します。

日本通運 郡山支店（営業時間：月曜～金曜 9:00～17:00）
郡山市喜久田町卸二丁目12
電話：024-983-6933

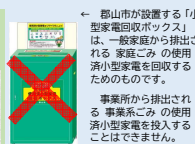
家電リサイクル券コールセンター 電話：0120-319-640
（営業時間：平日 9:00～18:00） ※ 料金・払込み方法等のお問合せ先。

小型家電



事業所で使用している使用済小型家電（パソコン、プリンター、電話機、デジタルカメラ、電卓などの28品目）は、いわゆる「小型家電リサイクル法」の対象となり、事業者は国が認定する「認定事業者」等に処理を委託する等、リサイクルに努めていただくことが望まれます。

◆ 環境省「認定事業者」（<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index.html>）



リサイクルの推進

次の事業系ごみは、リサイクルに適しているにもかかわらず、単に捨てられてしまうことが多いものです。可能な限りリサイクルへのご協力をお願いいたします。

事業系ごみの種類

古紙（シュレッターくず、ダンボール、紙パック…等）
→ 特に「シュレッターくず」は、せっかくリサイクルに適する状態（シュレッター）にしていたいただいているにもかかわらず、市クリーンセンターへ搬入され、焼却処分されてしまう事例が多いものです。

金属類（空缶、金属製品など種々の金属類…等）
→ 「空缶」は、原則として飲食料品の容器に限られます。
→ 中を軽くゆすいで、異物が混入しないようにしてください。

空びん（リターナブル瓶（一升瓶、ビール瓶）…等）
→ 原則として飲食料品の容器に限られます。
→ キャップをはずし、中を軽くゆすいで、異物が混入しないようにしてください。

ペットボトル
→ 原則として飲食料品の容器に限られます。キャップとラベルをはずし、中を軽くゆすいで、異物が混入しないようにしてください。
→ 「ペットボトル」も、リサイクルに適する状態（洗浄など）にしていたいただいているにもかかわらず、誤って市クリーンセンターへ搬入され、焼却処分されてしまう事例が多いものです。

食品残さ（厨芥類、調理くず、残飯…等）
→ 食品残さ以外の異物が混入しないようにしてください。

リサイクルの問合せ先の例

古紙 金属類 空びん ペットボトル
◆ 郡山地区再生資源協同組合
郡山市田村町上行合字下川原 93-3 電話：024-956-6665

◆ グンダスト事業協同組合
郡山市安積町荒井東六兵衛田 13-1 電話：024-945-8099

◆ 県中エコタウン事業協同組合
郡山市宇大河原 65-1 電話：024-941-2538

食品残さ
◆ 農林水産省「登録再生利用事業者」（https://www.maff.go.jp/p/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html）

※ 市では特定の事業者様をご紹介することができないため、郡山市内の廃棄物処理業者様で構成される組合様のうち、掲載についてご了承をいただいた組合様を、問合せ先の例として掲載させていただきます。

※ 細かい受入れ条件などにつきましては、各組合様・処理業者様へ直接お問い合わせください。

事業系ごみの排出の量や頻度、性状（清潔な状態など）によっては、買い取りに来ていただける場合もあります。
リサイクル業者の中には、産業廃棄物 又は 事業系一般廃棄物の「専ら物（モバツツ）」取扱業者というものが存在します。
「専ら物」とは、①古紙、②くず鉄（古銅等を含む）、③空びん類、④古繊維の4品目を指し、家庭ごみでいうところの「資源物」に相当する事業系ごみです。
「専ら物」取扱業者は、例外的に廃棄物処理業の許可を要しませんが、産業廃棄物である「専ら物」の処理を委託する場合には、委託基準については遵守しなければなりません。ただし、マニフェストについては、交付する義務はありません。

5 お問合せ

パンフレット・ごみ全般について

◆ 郡山市5R推進課
郡山市朝日一丁目23-7
電話：024-924-2181

郡山市のクリーンセンター

◆ 富久山クリーンセンター
郡山市富久山町福原字北畑 1-2
電話：024-932-3152

◆ 河内クリーンセンター
郡山市逢瀬町河内字西平尻 59
電話：024-957-2761

事業系ごみ全般の許可業者を知りたい

◆ グンダスト事業協同組合
郡山市安積町荒井東六兵衛田 13-1
電話：024-945-8099

令和8(2026)年1月版(7郡5R第2029号)

事業系ごみの 分け方・ 出し方



1 事業系ごみ

事業活動に伴って事業所から排出されるごみ（事業系ごみ）は、種類や排出状況（業種）によって **産業廃棄物** と **事業系一般廃棄物** の2つに大別されます。

産業廃棄物の代表例が、[金属くず] や [廃プラスチック類] です。

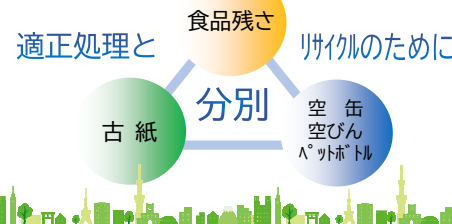
事業系一般廃棄物の代表例が、一般事務の事業所から排出される [紙くず] や [木くず] です。

産業廃棄物 と **事業系一般廃棄物** とでは処理の方法が異なるため、それぞれの区分に応じて **【分別】** することが大変重要となります。

家庭ごみ の場合、主に [燃える] [燃えない] [資源] の分別で足りりますが、事業系ごみ の場合、まずは **産業廃棄物** と **事業系一般廃棄物** に分別した上、さらに [金属くず] [廃プラスチック類] [紙くず] などの細かい品目ごとに分別することが重要となります。

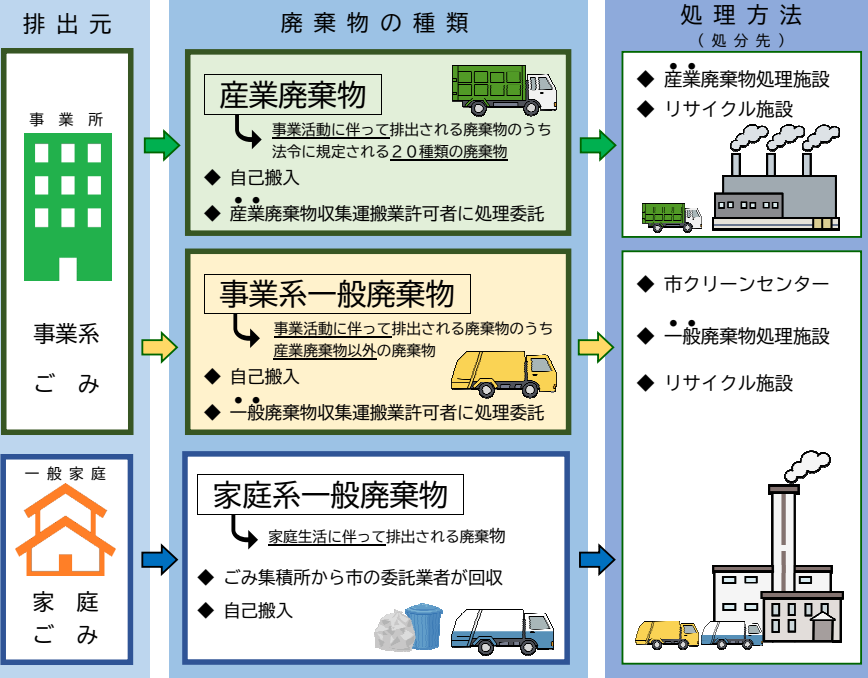
排出事業者責任

事業者は、事業活動に伴って排出された 事業系ごみ について、自らの責任において適正に処理しなければなりません。



2 産業廃棄物の種類 参照

事業系ごみは、地域の
ごみ集積所には出せません。

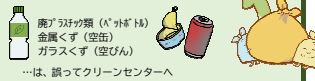


2 産業廃棄物の種類

全20種類

(1) あらゆる事業活動に伴うもの

どの業種から排出された場合でも必ず
産業廃棄物となるもの

品 目	具 体 例	指定業種
① 燃え殻	焼却灰、使用済活性炭(固形状)	なし どの業種から排出されても 必ず産業廃棄物となります
② 汚泥	建設汚泥、グリストラップ汚泥	
③ 廃油	動植物性油、潤滑油、溶剤	
④ 廃酸	すべての酸性廃液	
⑤ 廃アルカリ	すべてのアルカリ性廃液	
⑥ 廃プラスチック類	ペットボトル、ビニール・ナイロン、発泡スチロール、弁当ガワ、容器トレイ、ポリ袋・ポリ容器、化学繊維(ポリエステル被服)、廃タイヤ、合成皮革…等 ※ 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物。	産業廃棄物とは、工場や解体工から排出されるスクラップや廃材のようなもので、一般事務の事業所には関係のない話…というイメージがあるかもしれませんが、「プラスチック」や「金属」が「産業廃棄物」に当たることからすれば、該当するものは意外と多いかもしれません。 
⑦ ゴムくず	天然ゴムくず ※ 「ゴムくず」とは、「天然ゴム」に限る(「合成ゴム」は「⑥廃プラスチック類」)。	
⑧ 金属くず	空缶、鍋、やかん、刃物、金属製オフィス家具、鉄・アルミ・スチールくず	
⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空びん、皿、コップ、茶碗	
⑩ 鉱さい	鍾石砂	
⑪ がれき類	工物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不棄物 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第4条第2項に規定する有害物質又は有害化学物質処理施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	
⑫ ばいじん		

(2) 特定の事業活動に伴うもの

特定の業種(指定業種)から排出された場合にのみ
産業廃棄物となるもの

特定の業種(指定業種)以外から排出された場合には
事業系一般廃棄物となるもの

品 目	具 体 例	指定業種
⑬ 紙くず	産業廃棄物 建材の包装紙、板紙、建設現場から排出された紙くず…等 事業系一般廃棄物 一般事務の事業所から排出された書類、OA用紙、はがき、シュレッダーくず、紙バック、新聞紙、ダンボール、チラシ、雑誌、ちり紙、紙コップ…等	建設業に係るもの(工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
⑭ 木くず	産業廃棄物 解体工から排出された廃木材(伐採木や伐根を含む。)、リース業から排出された木製家具…等 事業系一般廃棄物 造園業から排出された剪定枝、飲食店から排出された割箸…等 ※ 「貨物の流通のために使用された廃木製パレット」は例外的に「(1)あらゆる事業活動に伴うもの」に該当。	建設業に係るもの(工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材・木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業
⑮ 繊維くず	産業廃棄物 解体工から排出された量(衣草)…等 事業系一般廃棄物 天然繊維(綿・麻の被服)、畳業から排出された量(衣草)…等 ※ 「⑥繊維くず」とは、「天然繊維」に限る(「化学繊維」は「⑥廃プラスチック類」)。	建設業に係るもの(工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)
⑯ 動植物性残さ	産業廃棄物 食品工場から排出された使用済原材料…等 事業系一般廃棄物 飲食店やスーパーの総売場から排出された生ごみ(厨芥類・調理くず・残飯)等の食品残さ…等 ※ 畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不棄物	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、医薬品製造業、香料製造業
⑰ 動物系固形不要物		と畜場、食鳥処理場
⑱ 動物のふん尿		畜産農業
⑲ 動物の死体		畜産農業

(3) その他

⑳ 上記①～⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、①～⑲までのいずれにも該当しないもの

ワンポイント

経済活動の発展に伴って廃棄物の組成も複雑になっており、産業廃棄物は分類された20種類の一つだけに該当するとは限らなくなってきています。たとえば、一般的な使用済みOA機器類については、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「紙くず」及び「ガラスくず(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)」の「混合物」として排出される場合が多いと思われます。また、廃棄物によっては産業廃棄物と一般廃棄物とが混合している場合もあります。

3 事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分し、さらに品目ごとに【分別】した上で、【①処理基準】【②保管基準】【③委託基準】の各基準(ルール)に従って処理する必要があります。

どの基準(ルール)も大切ですが、実務上特に重要となるのは、【②保管基準】と【③委託基準】です。

- | | |
|----------------|--|
| ① 処理基準(処理のルール) | 事業者は、自らの事業系ごみの運搬又は処分を行う場合には、法令等で定める収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければなりません。 |
| ② 保管基準(保管のルール) | 事業者は、その事業系ごみが搬出されるまでの間、法令等で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。 |
| ③ 委託基準(委託のルール) | 事業者は、その事業系ごみの処理を他人に委託する場合には、法令等で定める基準に従い、その運搬又は処分を廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければなりません。 |

保管基準

事業者は、事業系ごみが搬出されるまでの間、保管基準に従い、適正に保管しなければなりません。

産業廃棄物
(1) 周囲に囲いが設けられていること
(2) 掲示板が設けられていること
(3) 飛散・流出・地下浸透・悪臭発散の防止措置がなされていること
(4) ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫発生の防止措置がなされていること
※ その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条に定める基準。

事業系一般廃棄物
(1) 道路その他の公共の場所に保管しないこと
(2) 十分な容量・構造の保管場所に保管すること
(3) 飛散・流出・悪臭発散の防止措置がなされていること
(4) ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫発生の防止措置がなされていること
※ その他、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則(平成7年郡山市規則第40号)第11条に定める基準。

産業廃棄物保管場所
産業廃棄物の種類
数 量
氏 名
管理者
連絡先
保管の高さ

屋外のごみ集積場所の例
産業廃棄物
事業系一般廃棄物
リサイクル

委託基準

ポイントは (1) 許可業者 (2) 契約書 (3) マニフェスト です。

産業廃棄物
(1) 許可業者への委託 → 必要
(2) 書面による契約 → 必要
(3) マニフェストによる管理 → 必要

事業系一般廃棄物
(1) 許可業者への委託 → 必要
(2) 書面による契約 → 推奨(必須ではない)
(3) マニフェストによる管理 → 不要

許可業者

～ 許可を持つ業者に委託します ～

事業系ごみの処理(収集運搬・処分)を業者へ委託する場合には、産業廃棄物・事業系一般廃棄物 それぞれの区分に応じた許可を持つ業者へ委託しなければなりません(市クリーンセンターを除く。)

郡山市の許可業者は市ウェブサイトでも公表しています。



契約書

～ 契約は書面で行います ～

産業廃棄物の処理委託契約については、【書面】により行い契約書には

①【法定記載事項】が記載され

②【法定添付書類】(「許可証の写し」等)が添付されている必要があります。

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合には、契約書の作成は必須ではありませんが、後日の紛争を回避するため、契約書の作成が推奨されます。



マニフェスト

～ 管理はマニフェストで行います ～

産業廃棄物の処理を委託する際には、【法定記載事項】を記載した「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を許可業者へ交付し、処理の状況を管理しなければなりません。

事業系一般廃棄物の処理を委託する際には、必要ありません。

マニフェストは、よく宅配便の「荷送伝票」に例えられます。宅配便では荷物を送る際に送り先の住所や氏名を封筒に書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。事業系一般廃棄物を委託する際には、処分先(事業者)に、処分先の住所や氏名を自分で書いて許可業者に渡し、廃棄物とともに伝票を渡さなければならないので、いつ・どこで・どのように処理されたか、廃棄物の処理責任を明確にしています。



コラム

白+青色バッカー車 市内を走行する収集車の主な種類をご紹介します！

地域のごみ集積所から家庭ごみを回収しています。

黄色バッカー車 事業所から事業系一般廃棄物を回収しています。

コンテナ車など 工事現場などから産業廃棄物を回収しています。